

山口の街並を着物で歩こう会会則

(名称)

第1条 本会は、山口の街並を着物で歩こう会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、日本の伝統衣装である着物文化の振興に寄与し、併せて山口の町活性化に努めることを目的とする。

(活動・事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を実施する。

- (1) 山口市菜香亭に於ける着物レンタル・着付けサービス
- (2) アートふる山口に於けるイベントへの参加
- (3) NPO 和装教育国民推進会議を賛同する。（個人参加は、自由である）
- (4) その他、目的を達成するための必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 個人会員は、本会の目的に賛同し入会した者、活動・事業に協力する者とする。
- (2) 賛助会員は、本会の事業を賛助するために入会した者とする。

(入会)

第5条 個人会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表に提出し、年会費 500 円とする。
賛助会員は、年会費 5000 円とする。

(退会)

第6条 会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
- (1) 本人が、死亡したとき。
 - (2) 事業賛助、研修、会議に2年以上欠席したとき。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表
 - (2) 常任 若干名
 - (3) 監査
- 2 第1項に定める役員のうち(2)の監査は、会員のうちから代表が任命する。
- 3 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第8条 代表は、本会を代表し、その業務を総括する。

- 2 常任役（広報）本会の会議出席。活動・事業を一般の方に知って頂けるよう努力する。
（企画）本会の会議出席。活動・事業の協力、企画する。
（着付け指導・相談役）本会員の着付け指導役・会員の相談役とする。

3 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

(解任)

第9条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、代表はそれを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(総会)

第10条 本会の総会は、会員を以って構成し、年に1回開催するものとする。但し、必要がある時は臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則、事業等の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任
- (6) その他本会の運営に関する重要事項

3 総会は、会員の出席者で開催する。欠席者は出席者に委任する。

4 総会の議事は、出席した会員の過半数を以って決し、可否同数のときは代表の決するところによる。

(議事録)

第11条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第12条 役員会は役員を以って構成する。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第13条 代表は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に事業報告、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第14条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(事務局)

第15条 本会の事務を処理するため、事務局（代表自宅）を置く。

(委任)

第16条 本会に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

附則

本会則は、平成20年1月1日から施行する。